市川市新广舎建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書

この仕様書は、市川市(以下「委託者」という。)が発注する下記の業務に関して、受託者が 当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 市川市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託

2 業務目的 本委託は、市川市本庁舎が、耐震性の不足、老朽化及びバリアフリー対応 の遅れなど様々な課題を抱えている中で、これらの課題の解決と市民サービ スの向上を目指して、本庁舎の建て替えを現本庁舎及び現南八幡分庁舎の位 置で行うことに際し、市民サービスを提供する役割に対して「利用しやすい 庁舎」「人にやさしい庁舎」「親しまれる庁舎」を、行政活動・職員の事務空 間としての役割に対しては、「機能的・効率的な庁舎」を、災害時の防災拠点 として市民の安全を守る役割に対しては、「安全・安心な庁舎」を、環境への 取り組みを先導していく役割に対しては、「環境にやさしい庁舎」を実現する

ために、基本設計及び実施設計の委託を行うものです。

3 委託場所 市川市八幡1丁目1番1号 外1箇所 (地名地番;市川市八幡1丁目542番2 外)

4 委託期間 契約締結日から平成27年9月30日まで

5 業務内容

(1) 基本設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目		業務内容		
(1) 設計条件等	①条件整理	委託者から提示される市川市庁舎整備基本構想に基づ		
の整理		き諸室機能、設備機能の水準など様々な要求その他の諸		
		条件を、設計条件として整理する。		
	②設計条件変更等	委託者から提示される要求の内容に変更が生じた場		
	の場合の協議	合、又は内容に食い違いが生じた場合においては、委託		
		者に説明を求め又は協議する。		
(2) 法令上の諸	①設計条件	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令		
条件の調査及び関		及び条例上の制約条件を調査する。		
係機関との打合せ	②計画通知に係る	基本設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要		
	関係機関との打合	な事項について関係機関と事前に打合せを行う。		
	せ			
(3)上下水道、ガ	「ス、電力、通信等の	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガ		
供給状況の調査及び	関係機関との打合せ	ス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて		
		関係機関との打合せを行う。		
(4)基本設計方	①総合検討	設計条件に基づき、基本設計をまとめていく考え方を		
針の策定		総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案		
		し、設計業務実施計画書を作成する。		
	②基本設計方針の	設計業務実施計画書に基づき、基本設計方針を策定し、		
	策定と委託者への	委託者に対して説明する。		
	説明			

(5) 基本設計図書の作成	基本設計方針に基づき、委託者と協議の上、基本設計
	図書を作成する。その際、ヘリコプターホバリングスペ
	ースの整備(屋上)及びエスカレーター設置の検討を含
	めるものとする。
(6) 概算工事費の検討	基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基
	本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を積算
	し、工事費概算書(年度割額含む)を作成する。
(7) 基本設計内容の委託者への説明等	基本設計を行っている間、委託者に対して、作業内容
	や進捗状況を報告し、配置計画、設備計画等を協議する。
	また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基
	本設計図書を委託者に提出し、設計意図説明書により、
	基本設計内容の総合的な説明を行う。

(2) 実施設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表4の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に委託者と協議すること。

項目		業務内容
(1)要求等の確 認	①担当者の要求等 の確認 ②設計条件の変更 等の場合の協議	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、委託者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。 基本設計以降の状況の変化によって、施設の機能、規模、予算等、基本的条件に大幅な変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者と協議する。
(2) 法令上の諸 条件の調査及び関 係機関との打合せ	①法令上の諸条件 の調査 ②計画通知に係る 関係機関との打合 せ	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。 計画通知を行うために必要な事項について関係機関と 事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方 針の策定	①総合検討 ②実施設計のため の基本事項の確定 ③実施設計方針の	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、設計業務実施計画書を修正する。 基本設計段階以降に検討された事項のうち、委託者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。 総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実
(4)実施設計図 書の作成	策定と委託者への 説明 ①実施設計図書の 作成	施設計方針を策定し、委託者に対して文書にて説明する。 実施設計方針に基づき、委託者と協議の上、技術的な 検討、予算との整合を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工す べき建築物及びその①仕様、②工事材料、③寸法、④細 部の形状、⑤設備機器等の種別、⑥品質及び、特に指定 する必要のある施工に関する情報(工法等)を具体的に 表現する。
(5) 工事費の検討	②計画通知図書の 作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知図書を作成する。 実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく工事に通常要する費用を積算し、積算図書を作成する。 また、概略工事工程表を作成し、それに合わせて年度毎の概算工事費を積算する。
(6)実施設計内容 (設計意図説明書)	の委託者への説明等	実施設計を行っている間、委託者に対して、作業内容 や進捗状況を報告し、必要な事項について協議する。

また、実施設計図書の作成が完了した時点において、
実施設計図書を委託者に提出し、設計意図及び実施設計
内容の総合的な説明を行う。

(3) 積算に要する追加業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目	業務内容
(1) 工事費の検討	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく工事に通常要する費用を積算し、以下の図書を作成する。 ・積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積徴収 ・工事内訳書

(4) 手続き業務に要する追加業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目	業務内容
(1) 計画通知の手続き	作成した図書に基づき、計画通知及び、事前協議申請 等の手続きを行う。
(2)CASBEE 認証取得業務	CASBEE による評価・認証取得に係る業務を行う。
(3) 構造評定取得業務	建築基準法に基づく構造評定取得に係る業務を行う。
(4) 市民ワークショップに関する 業務	基本設計段階において、市民の意見を設計に反映する ため、テーマ別の市民ワークショップを開催し運営する。 また、市民説明会等に参加する。
(5) 開発条例等申請業務	計画通知に伴う事前協議申請等の手続きを行う。なお、 予定建築物における電波障害の調査を含む。
(6)省エネ法申請業務	省エネ法の申請手続きを行う。

(5) 特別業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目	業務内容		
(1) 地質調査業務	新第1庁舎、新第2庁舎の建設予定地において地質調査を行う。		
	※詳細は別紙1「地質調査業務仕様書」参照		
(2) 地形測量業務	新第1庁舎、新第2庁舎の建設予定地において地形測		
	量等の調査を行う。		
	※詳細は別紙2「地形測量業務仕様書」参照		
(3) 交通量調査業務	新第1庁舎、新第2庁舎の建設予定地周辺における交		
	通量調査を行い、周辺の交通に影響がないように新庁舎		
	の計画を行う。		
	※詳細は別紙3「交通量調査業務仕様書」参照		

6 添付資料 案内図 (資料-1)

配置図 (資料-2)

7 提出書類及び報告書(成果品)

(1) 基本設計業務の成果物及び提出部数

①成果物及び提出部数 基本設計業務の成果物及び提出部数は下表による。

②提出時期

基本設計業務の成果物等は平成26年8月末までに提出すること。なお、地形測量調査報告書及び地質調査報告書の一部については平成26年3月中旬までに提出すること。

別表1 (設計成果物納品リスト)

成果物等	部数	電子	備考
	原図	デ゛ータ	
設計業務実施計画書	1 部	0	焼図2部
基本設計方針説明書 製本	1部	0	焼図2部
基本設計図 (別表 2 に掲げる設計図書)	1部	0	焼図2部
打合せ記録簿	1 部	0	焼図2部
透視図(新第1庁舎及び新第2庁舎において各5枚程度)	1式	0	A1 カラー1部
市民ワークショップ報告書	1式	0	
地形測量調査報告書	3部	0	
(平成26年3月中旬までに提出のこと)			
地質調査報告書	3部	0	
<u>(平成26年3月中旬までに提出のこと。</u> ただし、免震			
構造に関係する工学的基盤、模擬地震波等について			
はその限りではない。)			
交通量調査報告書	3部	0	
設計意図説明書	1 部	0	
工事費概算書 (年度割額含む)		0	
電子データ (成果品の電子データを収めた CD-R)	1式		

別表 2 (基本設計成果図書)

訂	計の種類	成果図書		
(1)総合		①計画説明書(各法令検討を含む)		
		②仕様概要書		
		③仕上概要表		
		④面積表及び求積図		
		⑤敷地案内図		
		⑥配置図(1/200)		
		⑦平面図(各階)(1/100)		
		⑧断面図(1/100)		
		⑨立面図 (1/100)		
		⑩矩計図(1/20)		
		⑪仮設計画図 (1/100)		
		⑬鳥瞰図(外観、総合窓口、議会施設他)		
		⑭工事費概算書		
(2) 構造		①構造計画説明書		
		②構造設計概要書		
	T	③工事費概算書		
(3) 設備	(i) 電気設備	①電気設備計画説明書		
		②電気設備設計概要書		
		③工事費概算書		
		④各種技術資料		
	(ii) 給排水衛生設備	①給排水衛生設備計画説明書		
		②給排水衛生設備設計概要書		
		③工事費概算書		
		④各種技術資料		
	(iii)空調換気設備	①空調換気設備計画説明書		
		②空調換気設備設計概要書		
		③工事費概算書		
		④各種技術資料		
	(iv)昇降機等	①昇降機等計画説明書		
		②昇降機等設計概要書		
		③工事費概算書		
		④各種技術資料		

- 注1 不適格が生じた場合は、委託者と十分協議すること。
- 注2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を。「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 注3 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 注4 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- 注5 縮尺については、委託者と協議し確認すること。

(2) 実施設計業務の成果物及び提出部数

①成果物及び提出部数

実施設計業務の成果物及び提出部数は下表による。

②提出時期

実施設計業務の成果物等は平成27年9月中旬までに提出すること。ただし、解体設計については、施工方法により周辺へ騒音、振動の影響が考えられるため、近隣への説明範囲及び近隣への対策方法を含め、平成26年8月末までに納品すること。また、新第1庁舎・新第2庁舎の工事発注に関係する成果物(設計図書、特記仕様書、積算資料等)については平成27年5月末までに仮納品すること。

別表3 (設計成果物納品リスト)

成果物等		部数	電子	備考
			デ゛ータ	
設計業務実施計画	設計委託概要、業務工程表	1 部	0	
書				
設計図書	原図 (A1)	1 部	0	A1 ケース入り
(別表2に掲げる	原図(A3 縮小)	1部	0	A3 ケース入り
設計図書)	製本 (A1)	5 部		
	製本 (A3 縮小)	5 部		
特記仕様書	物品等使用予定チェックリスト	1部	0	
積算図書	積算数量算出書(単価代価書含む)	1部	0	A4 ファイル
(別表2に掲げる	見積書比較表(見積徴収含む)	1部		A4 ファイル
設計図書による)	単価作成資料	1 部	0	A4 ファイル
	設計書	1部	0	A4 ファイル
	年度別概算工事費内訳書	1部	0	
	概略工事工程表	1部	0	
計算書	構造計算書	1部	0	A4 ファイル
	設備設計計算書	1部	0	A4 ファイル
行政届出	計画通知図書	1 部	0	
	計画通知関連図書 (計画通知提出に	1 部	0	
	伴う各条例及び指導要綱)			
	市川市宅地開発事業に係る手続	1部	0	
	及び基準等に関する条例			
	省エネルギー計画書	1部	0	
	バリアフリー法 (認定)	1部	0	
	千葉県福祉のまちづくり条例	1部	0	
	CASBEE 評価認証申請図書	1部	0	
	建築物構造性能評価申請図書	1部	0	
電波障害	電波障害予測調査報告書	1部	0	

ライフサイクルアセスメント	ライフサイクルアセスメント検討評価報告書	1 部	0	
業務完了報告書		1 部	0	
打合せ記録簿		1部	0	A4 ファイル
各技術資料		1部	0	A4 ファイル
CAD データ	JW-CAD Win版(.jww)	1式	0	CDディスク等
RIBC データ	設計書	1式	0	
電子データ	成果品の電子データを収めた CD-R	一式		

別表4(設計図面内訳(標準))

	(設計図面内訳 (標準)) 図面	備考
	띠띠	νm λ
意匠設計図	表紙 図面目録(リスト) 特記仕様書 案内図 1/2500 敷地求積図 配置図 1/200 仕上げ表 面積表・求積図 平面図(各階) 1/100 立面図(各面) 1/100 断面図 1/100 矩形図 1/20 詳細図(平面詳細図、断面詳細図、部分詳細図) 1/20 展開図 1/50 天井伏図 1/100 建具キープラン 1/200 建具表 1/50 家具表 サイン計画図 工作物等詳細図 外構平面図 1/100 (サイン計画を反映すること) 外構詳細図 1/20(1/30) 植栽図 解体図(現本庁舎) 解体図(現本庁舎) 解体図(現南八幡分庁舎) 改修計画図 工程表(計画) 各種計算書 各種比較検討書 計画通知手続きに必要な書類	縮尺については、担当者と協議し確認すること。
構造設計図	仕様書 基礎・基礎梁伏図 1/100 軸組図 1/100 軸組図 1/100 断面リスト 1/30(1/50) 標準詳細図 各部詳細図 基礎配筋図 1/30 各部配筋図 1/30 各部配筋図 1/30 鉄骨詳細図 1/20(1/30) 部材リスト 構造計算書 各種計算書 各種計算書 各種比較検討書 計画通知手続きに必要な書類	縮尺については、担当者と協議し確認すること。

図面			備考
電気設備設計図	電気	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 (建築図に準ずる) 配置図 (建築図に準ずる) 受変電設備図 (結線図、機器配置図、側面図) 発電設備図 (結線図、機器配置図、側面図) 蓄電池設備図 (結線図、機器配置図、側面図) 幹線図、系統図 各階電灯設備配線図 所明器具姿図 分電盤回路図・姿図 (結線図含む) 動力設備配線図 分電盤、制御盤、操作盤、回路図・姿図 弱電設備系統図 (電話・情報通信) 弱電設備系統図 (電話・情報通信) 弱電設備配線図・系統図 避雷針設備図 屋外設備図 屋外設備図 各種計算書 各種比較検討書 その他計画通知手続きに必要な書類	縮尺については、担当者と協議し確認すること。
機械	給排水、衛生、消火、ガス	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 (建築図に準ずる) 配置図 (建築図に準ずる) 各階配管平面図 便所、ポンプ室、機械室平面図、断面詳細図 系統図 器具取付詳細図 器具表 屋外設備図 各種計算書 各種比較検討書 その他計画通知手続きに必要な書類	縮尺については、担当者と協議し確認すること。
設備設計図	空調	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図(建築図に準ずる) 配置図(建築図に準ずる) がクト配管各階平面図 がクト配管各階平面図 がクト配管系統図 機械室平面図、断面詳細図 各階詳細図 機器類姿図 自動制御盤平面図、系統、各部結線図 屋外設備図 各種計算書 各種比較検討書 その他計画通知手続きに必要な書類	縮尺については、担当者と協議し確認すること。

図面			備考
昇降機設備設計図	昇降機	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 (建築図に準ずる) 配置図 (建築図に準ずる) 平面図 工事区分表 仕様一覧表 据付図 カゴ室内意匠図 乗場詳細図 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図 各種計算書 各種比較検討書 その他計画通知手続きに必要な書類	縮尺については、担当者と協議し確認すること。

- 注1 不適格が生じた場合は、委託者と十分協議すること。
- 注2 設備図の縮尺については、建築に準じること。
- 注3 建築構造、電気設備、給排水衛生設備及び昇降機設備の成果物は建築意匠実施設計の成果 物の中に含めることもできる。
- 注4 電子データは委託者の求めに応じて、随時提出すること。
- 注5 (1)積算数量調書の作成は、委託者と十分協議すること。
 - (2) 設計原図の材質等 設計原図の材質:トレーシングペーパー(上質紙でも可とする。)
 - (3)建築工事と設備工事の工事区分等について
 - 1)建築工事と設備工事の工事区分については、必ず事前に委託者と確認し合って、記入漏れのないよう注意すること。
 - 2) 積算調整、補足説明等による変更についても、工事区分に関する事は委託者に連絡すること。
 - (4)データ化する設計委託の成果品は次による
 - 1. 図面一式 (CADデータ:記録メディアは委託者と協議)
 - 2. 積算内訳書一式
 - 3. 構造計算書及びチェックリスト
- 注6 詳細については、上記表を標準に委託者と協議するものとする。

(3)報告書の提出部数

報告書の提出部数は下表による。

報告書	部数	電子	備考
	原図	デ゛ータ	
会議録及び打合せ記録簿	1 部	0	
・日時 (電話打合せを含む)、出席者、内容、記録者名、			
受領者名、受領印等			

8 与条件

(1) 敷地の条件

〔新第1庁舎〕

①敷地面積 約7,940㎡

②用途地域等 商業地域

③防火地域 準防火地域

④絶対高さ制限 指定なし

⑤建ペイ率 80%

⑥容積率 400%

⑦隣地斜線 31mから勾配 2.5

⑧道路斜線 勾配 1.5 適用距離20m

⑨日影規制 北側隣地:第一種低層住居専用地域

5m~3時間、10m~2時間、測定水平面1.5m

②南側: 国道 14 号 (幅員 12.3m) (建築基準法 42 条 1 項 1 号)

③ 東側: 市道 4300 号(幅員 4.0m) (建築基準法 42 条 1 項 1 号)

①地域·地区等 市街化区域内

都市計画区域内

2 2 条指定区域内

[新第2庁舎]

①敷地面積 約4,770㎡

②用途地域等 第一種住居地域

③防火地域 指定なし

④絶対高さ制限 指定なし

⑤建ペイ率 60%

⑥容積率 200%

⑦隣地斜線 20mから勾配 1.25

⑧道路斜線 勾配 1.25 適用距離20m

⑨日影規制 北側隣地:第一種住居地域

5 m~4時間、10 m~2.5時間、測定水平面4.0 m

⑩前面道路 ① ① ① ① ① 一面側: 市道 6081 号 (幅員 3.0m) (建築基準法 42 条 2 項)

②東側: 市道 0117 号 (幅員 19.8m) (建築基準法 42 条 1 項 1 号)

市道 6080 号(幅員 4.0m)(建築基準法 42 条 1 項 1 号)

①地域·地区等 市街化区域内

都市計画区域内 第一種高度地区 22条指定区域内

(2)貸与図書等 既存市川市本庁舎設計図(現第3庁舎)

既存地質調査資料(新第1庁舎敷地内)

既存地質調查資料 (新第2庁舎隣接地)

既存建物平面 CAD データ (現本庁舎) (参考図)

既存建物平面 CAD データ (現南八幡分庁舎) (参考図)

(3) 計画内容

①延べ面積(想定面積) 〔新第1庁舎〕約34,000㎡

〔新第2庁舎〕約10,900㎡

②規模 〔新第1庁舎〕6階建程度

〔新第2庁舎〕5階建程度

③解体工事 現本庁舎、現南八幡分庁舎(A棟、B棟、倉庫)

(4) 計画にあたっての留意点

以下の点に留意し、計画を行なうこと。

- ①「市川市庁舎整備基本構想」を踏まえた上で、公共交通機関からのアプローチも含めた周辺環境との調和を配慮した計画とすること。また、国道14号、京成線との関係にも配慮した計画とすること。
- ②耐震性能の確保と災害時の災害対策拠点として、防災対策本部機能が充分確保される 計画とすること。
- ③新第1庁舎、新第2庁舎の整備だけでなく、仮庁舎の運用(新第2庁舎の仮庁舎利用 及びプレハブ庁舎の利用等)も踏まえた設計計画を行うこと。
- ④狭小敷地であるため、予定建築物の計画は勿論のこと、工事の際の施工方法、施工手順等について周囲に影響を与えないように、十分検討すること。
- ⑤ヘリコプターホバリングスペース(屋上)の整備及びエスカレーター設置の検討を行うこと。
- ⑥周辺道路を渋滞させないための自動車動線について、交通量調査の結果も踏まえて検 討すること。
- ⑦今後オリンピックの開催を控えた中で、資材が高騰する可能性を想定しライフサイク ルコストを縮減した設計を行うこと。

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

・建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士

(6) 実務の実施

①一般事項

- a. 基本設計業務は、市川市庁舎整備基本構想を基に提示された設計の方針、適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、市川市庁舎整備基本構想を基に指示された設計の方針、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は、委託者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

②打合せ及び記録

- a. 業務着手時に業務工程を提出すること。
- b. 委託者又は、管理技術者が必要と認めた時(電話対応を含む)
- c.受託者は、本業務委託を円滑に遂行するため、委託者との定期的な打合せ会議を 行うこと。

③適用基準等

A. 建築

・市川市建築工事共通仕様書	(最新版)
· 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	(最新版)
・建築設計基準及び同解説	(最新版)
・ 建築構造設計基準及び同解説	(最新版)
・建築工事標準詳細図	(最新版)
・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説	(最新版)
B. 建築積算			
· 公共建築工事積算基準	(最新版)
• 公共建築数量積算基準	(最新版)
• 公共建築工事内訳書標準書式	(最新版)
C. 設備			
• 建築設備計画基準	(最新版)
• 建築設備設計基準	(最新版)
· 市川市電気設備工事共通仕様書	(最新版)
• 市川市機械設備工事共通仕様書	(最新版)
· 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(最新版)
· 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	(最新版)

- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (最新版)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (最新版)
- D. 設備積算
 - ·公共建築設備数量積算基準 (最新版)
 - ・公共建築設備工事内訳書標準書式 (最新版)

④成果物の提出場所

企画部 企画・広域行政課 庁舎整備推進担当室

⑤回答書の作成・瑕疵の修補

成果品の引渡し後といえども、当初設計に関する疑義が生じたときは、委託者と協議し、受託者は、原則として無償で疑義に対する回答書を作成すること。

又、受託者の責任により成果物に瑕疵があり設計の変更が生じたとき、受託者は、無 償で変更設計を行わなければならない。

(7) 説明会等

- ①受託者は、基本設計業務及び実施設計業務終了後に設計図書を委託者に提出する。
- ②受託者は、提出した設計図書を庁内合意する際に行う説明会を実施するにあたり、協力をしなければならない。
- ③受託者は、担当者の求めに応じ説明会等に出席し資料作成及び説明等の協力をしなければならない。
- ④説明会等事項の取り扱い

受託者は、委託者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、委託者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けるものとする。

(8) 計画通知手続きについて

受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法関係法令に適合させた図書を作成し、建築基準法関係法令の手続きを行わなければならない。

①計画通知図書の作成

- ア. 受託者は、建築基準法等関係法令に適合させた図書を完成させるまでは、その責任において行わなければならない。
- イ.計画通知の手続きにおいて、「適合しない」若しくは「決定できない」と判断された場合などの設計内容の瑕疵は、受託者の責任において、適合させなければならない。

②計画通知の手続き業務について

ア. 受託者は、計画通知の手続き(提出、説明、照合、受領業務、構造計算適合性判定)を行なければならない。

(9) 電子データで提出された設計図書の利用承諾

委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

- ①工事発注時に入札参加希望者に対し、電子データを貸与(工事費積算用として)
- ②工事施工時に請負者に対し、電子データを貸与(施工図及び竣工図等の作成用として)

10 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責任に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例 を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に 使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議 の上、決定するものとする。
- (8) 特記仕様書に記載されていない事項は、「市川市設計業務委託共通仕様書(平成25年度版)」(市川市)による。
- (9) プロポーザル方式により特定された技術提案の内容については、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。

地質調査業務仕様書

地盤調査

(1)ボーリング調査(標準貫入試験:40m程度2箇所×2、PS検層用余掘りを含め75m程度

1箇所×2) 6箇所

(2) シンウォールサンプリング 2箇所 (新第1庁舎8m、新第2庁舎7m)

(3)標準貫入試験 308 回

(4) 孔内水平載荷試験 2 回 (新第1庁舎12m、新第2庁舎10m)

(5) 現場透水試験2 回(3) 土質調査4 箇所

(4)物理試験(土粒子の密度試験、含水比試験、粒度試験(沈降、ふるい)、液性限界試験、 塑性限界試験、湿潤密度試験)

- (5) 力学試験(一軸圧縮試験、三軸圧縮試験、圧密試験)
- (6) PS 検層: 70m (2筒所)

検層方法の種類は孔内起振受振方式とし、測定間隔は1mとする。なお、起振及び受振装置は適正な検定を受けたものを使用すること。

- (7)免震構造を想定しているため、ボーリング調査のうち新第1庁舎、新第2庁舎の各1箇所以上は地盤の波形等必要となる調査を実施すること。
 - ①工学的地盤の確認

PS 検層の結果より、耐震設計上の基盤層となる工学的地盤の妥当性を確認する。

②模擬地震波の確認

PS 検層の結果より、地盤の増幅特性の確認をする。また模擬地震波の妥当性を確認する。

③その他

告示免震を採用する場合も想定し、液状化の有無等の検討すること。

- (8)貸与資料
 - ①本庁舎増築用地地質調査業務委託 報告書 昭和52年8月
 - ②仮称市川市勤労福祉センター新築用地地質調査委託 報告書 昭和56年5月

地形測量業務仕様書

(1) 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

ア 本業務は、市川市新庁舎建設に伴い庁舎建設予定地を含めた現庁舎敷地の地形測量等業務 を行うものである。

イ 打ち合わせ

業務着手時から業務完了時までに、適宜、打ち合わせを行うものとする。なお、打ち合わせには、管理技術者が立ち会うものとする。

ウ 資料の貸与

平成23年度確定測量・土地分合筆登記(本庁舎敷地)

工 作業計画

作業機関は、測量作業着手前に測量作業の方法、使用する主要な機器、日程等について適切な作業計画を立案し、これを監督員に提出しその承認を得るものとする。

(2) 地形測量

地形測量は、庁舎建設予定地の接道全線又は交差点、敷地等、特に詳細図を必要とする場合、道路両側および道路内、敷地内および敷地周辺の地形・地上物件を詳細に記入すること。

測量範囲は、設計図書に指示する場合を除き、原則として道路幅員より 10m 程度外側までとする。その際、沿線の家屋、会社・倉庫等の社名の他、当該建物の階数、木造・鉄骨造等の仕様を明記し、車両等の出入り口は明確にすること。なお、縮尺は、特に監督員の指示する場合を除き 1/500 を標準とする。

(3) 現地測量

ア 準拠する基準点

4級基準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施する。

イ 数値地形図データの地図情報レベル

現地測量により作成する地形図データの地図情報レベルは250とする。

ウ 数値編集

庁舎敷地内の地下埋設管等について、細部測量の結果に基づき地下埋設物管理者の確認を 得て数値編集に反映させる。

工 成果等

地形図データファイル、その他の資料 (紙印刷図面)

(4) 路線測量

ア 作業計画

作業計画は、路線測量に必要な状況を把握し、作成するものとする。

受託者は、測量作業着手前に測量作業の方法、使用する主要な機器、要因、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。 作業計画を変更しようとするときも同様とするものとする。

イ 中心線測量

中心線測量とは、主要点および中心点を現地に設置し、線形地形図データファイルを作成する。

ウ 縦断測量

縦断測量とは、中心杭等の標高を定め、縦断面図データファイルを作成する。

工 横断測量

横断測量とは、中心杭等を基準にして地形の変化点等の距離および地盤高を定め、横断図 面データファイルを作成する。

才 成果等

観測手簿、計算簿、成果表、メッシュ図、その他の資料

(5) 成果等

「土木設計業務等の電子納品要領(案)(H16.6)」に基づいて作成した電子データを電子媒体で提出すること。その他の事項については、7提出書類及び報告書(成果品)のとおりとする。

(6) その他

その他明記されてないものについては、監督員と協議のうえ決定する。

交通量調査業務仕様書

(1)調査の目的

本調査は、市川市新庁舎建設に伴い新たな歩行者、自動車が計画地から発生・集中するため、 周辺交通にも配慮しながら、将来の発生集中交通量集計、アクセス方法、駐車場計画等につい て、周辺交差点・歩行者空間における影響の検討を行うことで、市川市新庁舎建設の円滑な進 捗を目的としている。

(2)業務内容

- ①交通実態の把握
 - ア)調査地点
 - ・新第1庁舎周辺交差点交通量調査 5地点
 - ・新第2庁舎周辺 交差点交通量調査 10地点
 - イ) 調査対象 自動車、オートバイ、自転車、歩行者
 - ウ)調査時間帯7時から19時まで
 - エ)報告書作成 調査結果を分析し、市川市新庁舎建設に伴う周辺交通への影響について取りまとめる。

位置 図



